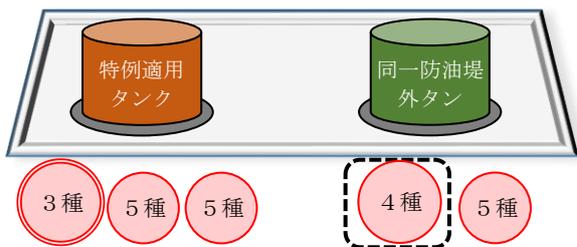


第四類の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所に設置する必要がある第4種の消火設備に係る特例基準

著しく消火困難な製造所等に分類される第四類の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所において、当該屋外タンク貯蔵所と同一防油堤内に設置される他の屋外タンク貯蔵所（以下「同一防油堤外タン」という。）又は当該屋外タンク貯蔵所から、歩行距離20メートル以内に隣接して設置される他の屋外タンク貯蔵所（以下「隣接外タン」という。）に、次のいずれかの消火設備が設置され兼用できる場合は、危政令第23条を適用し、危政令第20条第1項第1号に基づき設置が必要になる第4種の消火設備を設置免除できるものとする。

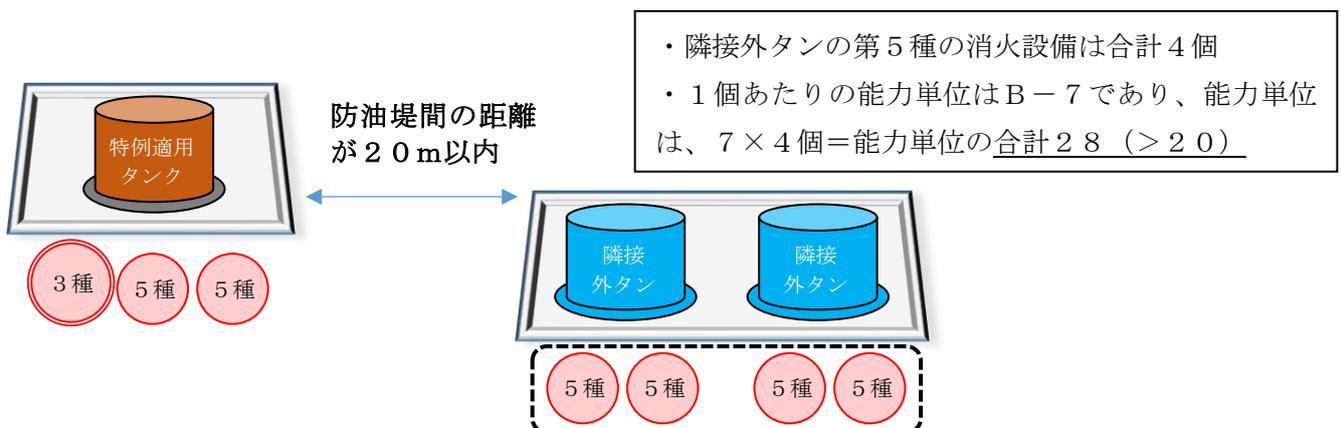
- 1 第4種の消火設備を1個以上
- 2 危険物に対応する能力単位の合計が20以上になる個数の第5種の消火設備

例1 同一防油堤外タンに第4種の消火設備が設置される場合



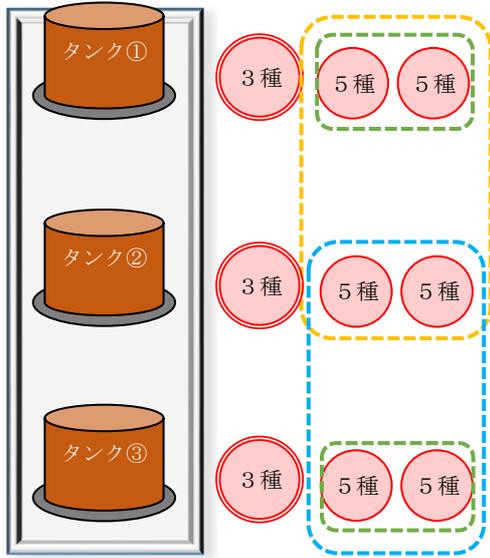
同一防油堤外タンに設置される第4種の消火設備1個を兼用できるため、特例適用タンクには、第4種の消火設備の設置を免除できる。

例2-1 隣接外タンに複数の第5種の消火設備が設置される場合



隣接外タンに設置される第5種の消火設備の危険物に対応する能力単位の合計が20以上になるため、特例適用タンクには、第4種の消火設備の設置を免除できる。

例 2-2 同一防油堤外タンに複数の第 5 種の消火設備が設置される場合



- ・タンク①、②及び③は、それぞれが特例を適用するタンクであり、かつ、他のタンクにとっての同一防油堤外タンである。
- ・同一防油堤外タンの第 5 種の消火設備は合計 4 個
- ・ 1 個あたりの能力単位は B-7 であり、能力単位は、 $7 \times 4$  個 = 能力単位の 合計 28 (> 20)

タンク①はタンク②及びタンク③に設置される第 5 種の消火設備を兼用できる。同様に、タンク②はタンク①及びタンク③に、タンク③はタンク①及びタンク②に設置される第 5 種の消火設備を兼用でき、設置される第 5 種の消火設備の危険物に対応する能力単位の合計が 20 以上になるため、特例を適用するタンク①、②及び③にはそれぞれ、第 4 種の消火設備の設置を免除できる。

凡例

-  : 著しく消火困難な製造所等に分類される屋外タンク貯蔵所
-  : 消火困難な製造所等に分類される屋外タンク貯蔵所
-  : その他の製造所等に分類される屋外タンク貯蔵所
-  : 第 3 種の消火設備
-  : 第 4 種の消火設備
-  : 第 5 種の消火設備
-  : 兼用できる消火設備